

# 松山市産後ケア事業のお知らせ

大切な赤ちゃんを亡くされた方に寄り添い、  
ここからだのケアを助産師がサポートします。

## <利用できる方>

医師による妊娠確定後に流産、死産等を経験された方で、松山市に住民票があり、流産・死産等の経験後 12 か月未満の産婦さん

※ただし、医療行為が必要な方は利用できません。

## <ケアの内容>

・産婦さんのここからだのケア ・産後の生活のアドバイス など

## <申込方法>

利用前の申請が必要です。

利用を希望される場合、下記お問合せ先にご連絡ください。

現在の体調や希望のケア内容について伺い、申請方法をご説明します。

また、心身の不調等により、お問合せ先へのご連絡が難しい場合、

市のホームページに申請書を掲載していますので、ダウンロード・ご記入の上、下記までご郵送ください。申請書の受け取り後、事業担当者からご連絡します。

市ホームページの  
二次元コード



## <申請時に必要なもの>

- ①松山市産後ケア事業利用申請書
- ②代理の方が来所で申請される場合は、運転免許証等、身分を証明するもの
- ③減免対象の方のみ
  - ・非課税証明書（1月1日現在、松山市に住民登録がない市民税非課税世帯の方）
  - ・保護受給証明書（生活保護受給中の方）

## <ご利用の流れ>

- ①お問合せ先への連絡（連絡が困難な場合は申請書の郵送）
- ②申請書受付
- ③申請内容や産婦さんの状況などを踏まえ、市が利用を認めた場合、利用施設との調整を行い、利用を決定します。
- ④産後ケア事業の利用が認められると「松山市産後ケア事業利用決定通知書」が届きます。
- ⑤訪問する助産師から事前に連絡が入ります。訪問時間などをご相談ください。
- ⑥自宅で助産師等のケアが受けられます。

## <ケアの種類、自己負担額、回数>

ケアの種類		利用可能回数	自己負担額
訪問型	10時～17時の間に2～3時間程度	7回以内	1,000円

\*愛媛助産師会所属の助産師が訪問します。駐車場の確保をお願いします。

\*非課税世帯は半額に減額、生活保護世帯は免除です。

## <利用の注意>

利用日などの変更やキャンセルの場合は、「松山市産後ケア事業利用変更（中止）申請書」の提出が必要です。速やかに下記お問合せ先までご連絡ください。キャンセル料が発生した場合は、自己負担となります。

### お問合せ先

〒790-0813 松山市萱町6丁目30番地5  
松山市 こども家庭部 すくすく支援課 産後ケア事業担当  
電話 089-911-1821  
FAX 089-908-6588